



Tri▶Stage

株式会社トリステージ

第15期
定時株主総会招集ご通知に
際してのインターネット開示事項

- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要
- ・会社の支配に関する基本方針
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

上記につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<https://www.tri-stage.jp/>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。



新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2021年2月28日現在)

		第8回新株予約権(注)1	第9回新株予約権(注)1
発行決議日		2017年5月26日	2018年5月25日
新株予約権の数		1,120個	232個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 112,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 23,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償とする	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり65,800円 (1株当たり 658円)	新株予約権1個当たり45,400円 (1株当たり 454円)
権利行使期間		2019年6月14日から 2022年6月13日まで	2020年6月14日から 2023年6月13日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,120個 目的となる株式数 112,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 232個 目的となる株式数 23,200株 保有者数 2名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

		第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		2019年5月28日	2020年5月26日
新株予約権の数		484個	588個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 48,400株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 58,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償とする	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり31,600円 (1株当たり 316円)	新株予約権1個当たり31,900円 (1株当たり 319円)
権利行使期間		2021年6月14日から 2024年6月13日まで	2022年6月12日から 2025年6月11日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 484個 目的となる株式数 48,400株 保有者数 3名	新株予約権の数 588個 目的となる株式数 58,800株 保有者数 4名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—



- (注) 1. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。
2. 下記①～⑧のいずれかに該当することとなった場合、下記①～⑧記載の時点以降、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。
- ①新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合 当該違反の事実が発生した時点
 - ②新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く 地位を喪失した時点
 - ③当社が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社がその旨を決議した時点
 - ④新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、囑託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合 当該事実が該当した時点
 - ⑤新株予約権者が死亡した場合 新株予約権者が死亡した時点
 - ⑥新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点
 - ⑦新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点
 - ⑧その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。



業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2021年4月14日）

(1)会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号／会社法施行規則第100条第1項第4号)

- イ. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を成文化した「トライステージ行動指針」等を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を従業員に反復伝達します。
- ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。
- ハ. 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。
- ニ. コンプライアンス規程により、コンプライアンス体制の構築及び維持のために遵守すべき事項を定め、社内に周知することにより、法令等遵守の徹底を図っております。
- ホ. 法令等遵守体制強化の一環として、グループホットライン制度運用規程により内部通報制度を定め、社内での不正行為や事故、反社会的勢力との関連性等の内部情報をグループホットライン又は取締役会の諮問機関であるリスク管理委員会に直接通報できる仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ばないことを確保するための処置を行っております。
- ヘ. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、総務部門を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。

(2)会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）及び情報については、法令、定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、業務上必要があるときは、閲覧及び謄写できることとしております。



(3) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

リスク管理規程により、リスク管理体制の構築及び維持のために遵守すべき事項を定め、社内に周知するとともに、企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、営業管理部門、経理部門、法務部門、総務部門、人事部門、情報システム部門及び経営企画部門による社内横断的なリスクの予防及び管理の検討に加え、リスク管理委員会において、リスク管理計画の企画及び立案を行い、リスクの未然防止策、事故発生時の対策及び改善策等、総合的なリスクマネジメントを行います。

(4) 会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、毎月1回定例取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、取締役会、執行役員会及び経営会議において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を確保するため、取締役の任期を1年としております。

さらに、取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会を設置し、当社の取締役の報酬の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化しております。

(5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社は、関係会社管理規程及び業務分掌規程を設け、子会社業務を主管する部門を定め、子会社との意思疎通を図っております。また、一定の重要事項に関しては、当社取締役会の承認を得るとともに、リスク情報に関しては当社取締役会に報告することとしております。

当社は、当社の執行役員から構成される執行役員会を毎週開催しており、子会社からその職務執行状況の報告を受けるとともに、一定の重要事項に関しては、取締役会に先立ち、執行役員会の事前の承認を得ることとしております。

また、リスク情報に関しては、取締役会への報告と併せて執行役員会への報告もすることとしております。

加えて、子会社の企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営企画部門により、子会社のリスクの予防及び管理の検討を実施しております。

子会社の取締役会は、毎月開催しており、当社から選任された取締役とともに、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。



当社は、子会社を対象とした内部監査の実施、当社と同水準の規程の整備及び運用等を行い、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

(6)会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の会社の取締役からの独立性に関する事項及び監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号／会社法施行規則第100条第3項第2号／会社法施行規則第100条第3項第3号)

現在は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用人は兼務も可能としますが、当該使用人が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとし、その実効性は適時代表取締役と監査役が意見交換を行うことで確保します。

(7)会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号／会社法施行規則第100条第3項第5号)

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

また、適宜子会社の取締役及び使用人との意見交換を行い、子会社の重要事項の報告を受けております。

さらに、グループホットライン制度運用規程を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人は当社及び子会社の業務並びに業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を確認した場合には、速やかに監査役、外部弁護士及び外部委託先に報告できる体制を整えております。

監査役は当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう情報の管理を行っております。

(8)会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、職務の執行に必要でないものを除き会社に対し請求できる体制を整えております。



(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役は会社の重要事項についての報告を受けるとともに、定期的に取り締役及び使用人とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。

また、内部監査担当者及び会計監査人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1)取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は22回開催したほか、会社法第370条及び当社定款第27条の定めに基づき、取締役会の決議があったとみなす書面決議を14回行い、経営上の意思決定を行っております。

また、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

(2)監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は14回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。

また、監査役は取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人及び内部監査担当者との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行を監査しております。

(3)リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防及び迅速な対応のため、リスク管理規程を制定するとともに、リスクの洗い出し、リスクの分析、評価を行い、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

また、リスク管理委員会を設置し、経営層と現場との間で、リスク情報の疎通が適切に行われるような体制を備えております。

さらに、コンプライアンス規程及びグループホットライン制度運用規程を制定し、コンプライアンスカードを全従業員に配布するとともに、従業員に対しては定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。



会社の支配に関する基本方針

一 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買取提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありえます。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を取ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

二 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

1 企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、クライアントの商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレク



トマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、クライアントに合わせてその全部又は一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、データ分析に基づく一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、経験と独自の評価・分析に基づく番組・CM制作ノウハウ、複数のコンタクトセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、各種データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験とデータ分析に基づいた一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

番組・CM制作ノウハウにおいては、豊富な経験のみならず、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価する等の独自の評価・分析を行っております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コンタクトセンターを一括して取りまとめ、クライアント商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、クライアントに対し効果的なプランを提案しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データ等を用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、クライアントとの長期的かつ強い信頼関係の源泉となっております。



2 企業価値の向上に資する取り組み

当社グループは、継続的な企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直しております。当期を最終年度とする「中期経営計画ローリングプラン2019」では、事業の選択と集中を進め、テレビ事業、WEB事業、DM事業にリソースを集中する一方で、通販事業及び海外事業の一部については将来の収益性やグループシナジーを判断軸として整理を行いました。また、中長期的な成長の要となるダイレクトマーケティング基盤「Tri-DDM」の運用を開始することができました。

2021年4月12日に公表した「中期経営計画Tri's vision 2024」では、「ダイレクトマーケティングに、DXイノベーションを。」をビジョンに掲げ、データマーケティング強化による顧客提供価値向上、クロスチャネル・AIマーケティングサービスによる顧客拡大、事業の強みとDX化による新規事業立ち上げを基本戦略とし、戦略の実現及び赤字事業の黒字化によって利益拡大を図ります。消費者行動の変化を見据え、ダイレクトマーケティング実施企業に向けて常に付加価値の高い支援サービスを提供することで、持続的な成長を目指してまいります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は、2019年5月28日開催の第13期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」）を更新いたしました。本プランの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」）の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。



大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下「必要情報」）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様との判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部又は一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うにあたり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとし、



当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるとしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様の開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主意思



を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、2019年5月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

四 当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。



(2) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、2019年5月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更又は廃止します。その意味で、本プランは当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。



連結株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位:千円)

	株主資本					その他の 包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2020年3月1日残高	645,547	744,808	6,557,325	△1,297,807	6,649,873	1,044	51,966	53,010	36,837	187,460	6,927,182
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当			△190,777		△190,777						△190,777
親会社株主に帰属する 当期純利益			848,750		848,750						848,750
自己株式の取得				△539,970	△539,970						△539,970
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△9,382			△9,382						△9,382
持分法の適用 範囲の変動			32,961		32,961						32,961
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△707	△207,604	△208,311	△16,705	△28,561	△253,579
連結会計年度中の 変動額合計	-	△9,382	690,934	△539,970	141,581	△707	△207,604	△208,311	△16,705	△28,561	△111,997
2021年2月28日残高	645,547	735,426	7,248,259	△1,837,778	6,791,455	337	△155,638	△155,301	20,131	158,899	6,815,185

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



連結注記表 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 6社
- ・ 連結子会社の名称
メールカスタマーセンター株式会社
株式会社ディーピーシー
株式会社日本百貨店
株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ
株式会社トライステージメディア
PT. Merdis International

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。



(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

①連結の範囲の変更

2021年2月1日付で当社の事業の一部を会社分割（新設分割）により承継した株式会社トライステージメディアを新たに設立したため、同社を連結の範囲に含めております。

②持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度より、持分法適用関連会社であるTV Direct Public Company Limitedが実施した第三者割当増資により、当社の持分比率が低下したため、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、PT. Merdis Internationalの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

商品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。



②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～20年
工具、器具及び備品	3～15年
車両運搬具	6～8年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	3～5年
商標権	3～10年

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ. ポイント引当金

会員のポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ホ. 契約損失引当金

外部取引先との契約のうち、今後発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。



④その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間（8年）にわたり定額法により償却しております。

ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

二. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社において、連結納税制度を適用しております。

ホ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020（令和2）年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018（平成30）年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。



2. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで、「営業外収益」に独立掲記しておりました「消費税差額」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「消費税差額」は、13,938千円であります。

前連結会計年度まで、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「支払手数料」は、676千円であります。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞が世界経済及び国内経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループでは、ダイレクトマーケティング支援事業の内のテレビ事業において在宅率の向上及び健康意識の高まりに伴う収益機会の増加といったプラスの影響がある一方、ダイレクトマーケティング支援事業の内のWEB事業において出稿減少や経済活動停滞に伴う新規営業活動の遅延、小売事業において来店者減少などマイナスの影響があります。

新型コロナウイルス感染症の影響は、緩やかに状況が改善されるものの、翌連結会計年度中は影響が残ると見込んでおります。それに従い、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。



4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(円建て)

当座貸越極度額	5,200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	5,200,000千円

(米ドル建て)

当座貸越極度額	6,000千ドル
借入実行残高	660千ドル
差引額	5,339千ドル

なお、上記(円建て)当座貸越契約は、2021年3月31日までとなります。

(2) シンジケートローン契約

当社は、2020年12月に取引金融機関とシンジケートローン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末におけるファシリティ契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

ファシリティ契約の総額	2,500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	2,500,000千円

なお、上記ファシリティ契約の借入実行は、2021年3月31日から可能となります。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 621,308千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。



5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	30,517,200株	一株	一株	30,517,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月26日 定時株主総会	普通株式	190,777	7.00	2020年2月29日	2020年5月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	175,412	7.00	2021年2月28日	2021年5月26日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	112,000株	23,200株



6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、原則として資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程に従い、新規取引先等の信用調査等を行っており、また、取引先ごとに期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況をモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式等であり、債券・株式等発行体の信用リスク及び金利変動リスク等に晒されております。有価証券については、原則として格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金の使途は運転資金であり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、主に、固定金利で調達することによりリスクの低減を図っております。

なお、借入金のうちシンジケートローン契約については一定の財務制限条項が付されており、当社の資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	7,451,382	7,451,382	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金※1	6,340,248 △62,520 6,277,728	6,277,728	—
(3) 投資有価証券	1,284	1,284	—
資産計	13,730,394	13,730,394	—
(4) 買掛金	4,002,948	4,002,948	—
(5) 長期借入金※2	3,096,167	3,094,390	△1,777
負債計	7,099,116	7,097,338	△1,777

※1 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

**(5) 長期借入金**

これらの時価について、固定金利によるものは元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、変動金利によるものについては、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	3,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	264円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円39銭

8. その他の注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場 所	用 途	種 類	減損金額
株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ (東京都)	事業用資産	のれん	298,055
株式会社日本百貨店 (東京都、神奈川県及び埼玉県)	事業用資産	建物、工具、器具及び備品、 ソフトウェア等	49,648

当社グループは、原則として事業用資産については、事業単位を基準としてグルーピングを行っております。上記資産については、投資に見合う回収が困難と判断されることから、回収可能価額まで帳簿価額を減損しております。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のうちいずれか高い金額としております。使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めない場合はゼロと算定しております。また、正味売却価額は売却が見込めない資産についてはゼロと算定しております。

なお、のれんの減損損失298,055千円には「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(会計制度委員会報告第7号 2018年2月16日)第32項の規定に基づくのれん償却額126,466千円を含んでおります。



株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位:千円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2020年3月1日残高	645,547	635,547	110,211	745,758	6,554,743	6,554,743	△1,297,807	6,648,242	36,837	6,685,080
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					△190,777	△190,777		△190,777		△190,777
当期純利益					285,032	285,032		285,032		285,032
自己株式の取得							△539,970	△539,970		△539,970
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									△16,705	△16,705
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	94,254	94,254	△539,970	△445,715	△16,705	△462,421
2021年2月28日残高	645,547	635,547	110,211	745,758	6,648,998	6,648,998	△1,837,778	6,202,526	20,131	6,222,658

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



個別注記表 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

商標権 3～10年

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。

③賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。



(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ①消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ②連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- ③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020（令和2）年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018（平成30）年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度まで、「営業外収益」に独立掲記しておりました「消費税差額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度において「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「消費税差額」は、13,935千円であります。

前事業年度まで、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「支払手数料」は、676千円であります。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞が世界経済及び国内経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明な状況にあります。

当社では、在宅率の向上及び健康意識の高まりに伴う収益機会の増加といったプラスの影響がありますが、翌事業年度の事業活動に与える影響は軽微であると見込んでおります。それに従い、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。



4. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	5,200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	5,200,000千円

なお、上記当座貸越契約は、2021年3月31日までとなります。

(2) シンジケートローン契約

当社は、2020年12月に取引金融機関とシンジケートローン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末におけるファシリティ契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

ファシリティ契約の総額	2,500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	2,500,000千円

なお、上記ファシリティ契約の借入実行は、2021年3月31日から可能となります。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 287,811千円

(4) 保証債務

株式会社アドフレックス・コミュニケーションズについて、次のとおり債務保証を行っております。

仕入取引に係る支払債務 262,848千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	349,300千円
金銭債務	162,330千円



5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,418千円
仕入高	659,104千円
営業取引以外の取引	36,759千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,263,260株	2,195,001株	一株	5,458,261株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式の買取による増加2,195,001株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	12,421千円
賞与引当金	32,652千円
貸倒引当金	10,471千円
退職給付引当金	33,460千円
資産除去債務	36,931千円
関係会社株式評価損	581,781千円
その他	20,204千円

小計 727,923千円

評価性引当額 △591,054千円

合計 136,868千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する資産	△22,834千円
その他	△2,631千円

合計 △25,466千円

繰延税金資産の純額 111,402千円

**8. 関連当事者との取引に関する注記**

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 日本百貨店	所有 直接 100.00	役員の兼任	増資の引受 注1	80,000	-	-
子会社	株式会社 アドフレックス・ コミュニケーションズ	所有 直接 100.00	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 注2	300,000	その他 流動資産	300,000
				債務保証 注3	262,848	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 増資の引受けは、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 債務保証については、仕入取引に係る債務に対して行っているものであり、保証額等に
基づき算定した保証料を受領しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	247円52銭
(2) 1株当たり当期純利益	11円21銭